

入札に参加される皆様へ

「不適正な経理処理に係る再発防止」及び「労働関係等の法令遵守」に係る契約書への条文挿入について

熊本県との契約にあたっては、以下のことについて事前に承知願います。

- 熊本県では平成２２年７月から物品購入、業務委託及びリース契約にあたっては、契約書に「報告及び調査」に関する条項を設けています。

熊本県が当該案件において契約を締結した場合、契約に関する報告又は調査の必要があると認める場合は、それに応じていただくこととなりますので、事前に承知願います。

- 「持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例」に基づく取組として、「労働関係等の法令遵守」に関する条項を設けています。契約の履行にあたっては、労働関係法令をはじめとする各法令を遵守してください。

熊本県総務部総務私学局財産経営課